（旅券）リベリア旅券
L014670
（有効期限　2009年12月28日から2014年12月28日）
リベリア外交旅券
D／002216
リベリア旅券
L005941
（有効期限　2007年10月17日から2009年10月17日）
（肩書・根拠）テイラー元大統領との関係を維持する同元大統領の元夫人及び関係者。

23. ベンジャミン・D・イェーテン（又はベンジャミン・D・イェートン）
Benjamin D. YEATEN（YEATON）
（別名）ジェームス・ディア（James Diah）
（生年月日）1969年２月28日
1969年２月29日
（旅券・識別情報）リベリア外交旅券
D00123299
（有効期限　1999年２月10日から2001年２月９日）
（出生地）リベリア　ニンバ県ティアプレイ（Tiaplay, Nimba County, Liberia）
（肩書・根拠）リベリア特別安全部隊の元隊長。特別保安局元長官。テイラー元大統領との関係を維持する同元大統領関係者。

26. エドウィン・メルビン・ジュニア・スノウィ
Edwin Melvin. (Jr.) SNOWE
（生年月日及び出生地）1970年２月11日　リベリア　グランド・ケープ・マウント郡　マノ河（Mano River, Grand Cape Mount, Liberia）
（国籍）リベリア
（旅券・識別情報）ＯＲ／0056672―01
Ｄ／005072
リベリア外交旅券番号　D005640
西アフリカ諸国経済共同体外交旅券番号　Ｄ―00172
（有効期限　2008年８月７日から2010年７月６日）
（住所）リベリア共和国モンロビア市ヒルワ通り
（肩書・根拠）リベリア下院議員。リベリア石油精製会社（ＬＰＲＣ）社長、チャールズ・テイラー元大統領との関係を維持する同元大統領関係者。テイラー元大統領に対して資金を提供したとされる。

○外務省告示第三十号

国際連合安全保障理事会決議第千五百三十三号に基づき設立された同理事会の平成二十二年八月十三日、平成二十三年七月八日、平成二十三年十月十三日及び平成二十三年十一月二十八日に発出した情報に基づき、国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるコンゴ民主共和国に対する武器禁輸措置等に違反した者等を指定する件（平成十七年外務省告示第千百一号）の一部を次のとおり改正する。

平成二十四年二月十日　外務大臣　玄葉光一郎

追加・改正項目

平成十九年外務省告示第二百八十一号、平成十九年外務省告示第五百九号、平成十九年外務省告示第六百七号、平成十九年外務省告示第六百七十一号、平成二十年外務省告示第三百六十二号、平成二十一年外務省告示第四百二十号及び平成二十二年外務省告示第五十五号により改訂された平成十七年外務省告示第千百一号の別表中１．の旅券・人定情報（改訂）及び指定の根拠（改訂）、２．の別名（改訂）、生年月日・出生地（追加）、旅券・人定情報（改訂）、指定の根拠（改訂）、３．旅券・人定情報（改訂）及び指定の根拠（改訂）、４．旅券・人定情報（改訂）及び指定の根拠（改訂）、５．別名（改訂）、旅券・人定情報（改訂）及び指定の根拠（改訂）、６．生年月日・出生地（改訂）、旅券・人定情報（改訂）及び指定の根拠（改訂）、７．別名（追加）、旅券・人定情報（改訂）及び指定の根拠（改訂）、８．旅券・人定情報（改訂）及び指定の根拠（改訂）、９．生年月日・出生地（改訂）、旅券・人定情報（改訂）及び指定の根拠（改訂）、１０．氏名（改訂）、旅券・人定情報（改訂）及び指定の根拠（改訂）、１１．氏名（改訂）、旅券・人定情報（追加）及び指定の根拠（改訂）、１２．別名（改訂）、旅券・人定情報（改訂）及び指定の根拠（改訂）、１３．指定の根拠（改訂）、１４．氏名（改訂）、別名（改訂）、旅券・人定情報（改訂）及び指定の根拠（改訂）、１５．別名（改訂）、生年月日・出生地（追加）、旅券・人定情報（改訂）及び指定の根拠（改訂）、１６．名称（改訂）、活動拠点（改訂）及び特定情報（改訂）、１８．旅券・人定情報（改訂）、１９．住所（改訂）、特定情報（改訂）及び指定の根拠（改訂）、２０．特定情報（改訂）及び指定の根拠（改訂）、２１．特定情報（改訂）及び指定の根拠（改訂）、２２．名称（改訂）、住所（改訂）、特定情報（改訂）及び指定の根拠（改訂）、２３．住所（改訂）及び指定の根拠（改訂）、２４．氏名（改訂）、旅券・人定情報（改訂）、現住地（削除）及び指定の根拠（改訂）、２５．氏名（改訂）、別名（改訂）、階級（削除）、現住地（削除）、旅券・人定情報（改訂）及び指定の根拠（改訂）、２６．氏名（改訂）、旅券・人定情報（改訂）、階級（削除）、現住地（削除）、備考（削除）、及び指定の根拠（改訂）、２７．氏名（改訂）、生年月日・出生地（改訂）、旅券・人定情報（改訂）、階級（削除）、現住地（削除）及び指定の根拠（改訂）、２８．旅券・人定事項（改訂）及び階級（削除）、２９．現在地（削除）、旅券・人定情報（追加）及び指定の根拠（改訂）、３０．別名（追加）、生年月日・出生地（改訂）、現在地（改訂）、旅券・人定情報（追加）、階級（削除）及び指定の根拠（改訂）、３１．旅券・人定情報（改訂）及び階級（削除）、３２．の全項目（追加）、及び３３．の全項目（追加）。

１．フランク・カコレレ・ブワンバレ
Frank Kakolele BWAMBALE
（別名）フランク・カコレレ（Frank　Kakorere）、フランク・カコレレ・ブワンバレ（Frank Kakorere Bwambale）
（旅券、人定情報）コンゴ民主共和国国籍。2011年６月現在、任命されていないもののコンゴ民主共和国国軍（ＦＡＲＤＣ）将軍。2008年１月に人民防衛のための国民会議（ＣＮＤＰ）を離脱。2011年６月現在、キンシャサ在住。2010年以降、カコレレは2011年３月のコンゴ民主共和国政府の武力紛争終了地域の安定化及び再建計画（ＳＴＡＲＥＣ）のゴマ及びベニへのミッションを含め、ＳＴＡＲＥＣのための活動に関わっている模様。
（指定の根拠）ＲＣＤ―ＭＬ（コンゴ民主連合・解放運動）元指導者。国連安保理決議第1493号（2003年）20の規定にいう武装集団の一つであるＲＣＤ―ＭＬの政策に影響力を行使するとともに、ＲＣＤ―ＭＬ軍の活動の指揮及び統制を維持しており、武器禁輸措置に違反する武器の不正取引について責任を負っている。

２．ジェローム・カクワヴ・ブカンデ
Jérôme KAKWAVU BUKANDE
（別名）ジェローム・カクワヴ（Jérôme Kakwavu）、ジェローム司令官（Commandant Jérôme）
（生年月日・出生地）コンゴ民主共和国ゴマ（Goma）
（旅券、人定情報）コンゴ民主共和国国籍。2004年12月コンゴ民主共和国国軍将軍に昇級。2011年６月現在、キンシャサのマカラ刑務所に留置。2011年３月25日、キンシャサ軍事高等裁判所は戦争犯罪の罪でカクワヴの裁判を開始。
（指定の根拠）ＵＣＤ／ＦＡＰＣ（民主主義のためのコンゴ人連合・コンゴ人民武装勢力）元議長。ＦＡＰＣは武器流通の主要な輸送経路であるウガンダ・コンゴ民主共和国間の国境を不法に統制。同人は、武器の不正取引に関与し、武器禁輸措置に違反していたＦＡＰＣ軍に対して、ＦＡＰＣの議長として政策、指揮及び統制に影響力を行使した。児童と武装紛争に関する事務総長特別代表事務所によると、同人は、2002年のイツリにおける児童の徴兵及び使用に責任があった。性的暴行を含む重大な罪で告発され、安全保障理事会が2009年の訪問の際にその事案を政府に対して注意喚起した５人のＦＡＲＤＣ上級士官の一人。